



県章

# 滋賀県公報

令和5年(2023年)  
4月11日  
第400号  
火曜日

毎週火・金曜 2回発行

## 目次

- 告示
  - 地方自治法に基づく指定納付受託者が納付事務の対象とする歳入等の種類の変更(管理課) ..... 1
- 公告
  - 落札者決定の公告(道路保全課) ..... 1
- 環境事務所告示
  - 土壌汚染対策法第11条第2項の規定による指定の解除(東近江) ..... 2
- 健康福祉事務所告示
  - 介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定(高島) ..... 2
- 内水面漁場管理委員会公告
  - 漁業法による公聴会開催公告 ..... 3

## 告示

### 滋賀県告示第184号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3第1項の規定に基づき指定した次の指定納付受託者について、当該指定納付受託者が納付事務の対象とする歳入等の種類を変更した。

令和5年4月11日

滋賀県知事 三日月 大造

指定納付受託者の名称	指定納付受託者の事務所の所在地	変更年月日	歳入等の種類	
			変更前	変更後
株式会社しがぎんジェーシービー	大津市浜町1番10号	令和5.4.1	県税(自動車税(種別割))、寄附金	寄附金、滋賀県病院事業の設置等に関する条例(昭和51年滋賀県条例第18号)第5条に規定する使用料および手数料
株式会社滋賀ディーシーカード	大津市浜町1番10号	令和5.4.1	県税(自動車税(種別割))、寄附金	寄附金、滋賀県病院事業の設置等に関する条例(昭和51年滋賀県条例第18号)第5条に規定する使用料および手数料

## 公告

### 落札者決定の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第12条の規定により公告する。

令和5年4月11日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 落札に係る物品等または特定役務の名称および数量 滋賀県道路統合管理システム再構築業務委託 一式

- 2 契約に係る事務を担当する課等の名称および所在地 滋賀県土木交通部道路保全課 大津市京町四丁目1番1号  
電話 077-528-4138
- 3 落札者を決定した日 令和5年3月29日(水)
- 4 落札者の氏名および住所 キステム株式会社 代表取締役 井門一美 大津市浜大津一丁目4番12号
- 5 落札金額 91,300,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 一般競争入札を行うにつき公告した日 令和5年3月3日(金)

### 環境事務所告示

#### 滋賀県東近江環境事務所告示第2号

土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第2項の規定により、令和4年滋賀県東近江環境事務所告示第2号により指定した形質変更時要届出区域の指定を解除する。

令和5年4月11日

滋賀県東近江環境事務所長 奥田一臣

- 1 指定を解除する区域の所在地 東近江市蛇溝町字長谷野1166番5の一部
- 2 指定を解除する区域の表示 次の図のとおり
- 3 土壤溶出量基準(土壤汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。)第31条第1項の基準をいう。)に適合していなかった特定有害物質の種類 ふっ素およびその化合物
- 4 土壌含有量基準(規則第31条第2項の基準をいう。)に適合していなかった特定有害物質の種類 なし
- 5 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去  
(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県東近江環境事務所に備え置いて閲覧に供する。)

### 健康福祉事務所告示

#### 滋賀県高島健康福祉事務所告示第2号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の指定居宅サービス事業者として、次の者を指定した。

令和5年4月11日

滋賀県高島健康福祉事務所長 切手俊弘

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定年月日	介護保険事業所番号
福祉用具貸与・販売事業所湖風	高島市今津町北仰221-14	合同会社LAKE BREEZE 代表取締役 辻村肇	高島市今津町北仰221-14	福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売	令和5.4.1	2572200802
地域密着型小規模特別養護老人ホームショートステイやまゆりの里	高島市朽木市場656番地	社会福祉法人初穂会 理事長 林隆春	千葉県千葉市稲毛区菘台町380-2	短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	令和5.4.1	2572200810

内水面漁場管理委員会公告

漁業法による公聴会開催公告

本委員会は漁業法(昭和24年法律第267号)第67条第2項において読み替えて準用する同法第64条第5項に基づき、次のとおり公聴会を開催する。

令和5年4月11日

滋賀県内水面漁場管理委員会会長 林 英 志

- 1 開催の日時および場所 令和5年4月24日(月)14時から 大津市京町四丁目1-1 滋賀県庁本館4A会議室
- 2 意見を聴こうとする案件 以下の漁場計画について

公示番号	漁業の種類		漁場の位置の概要
内共第1号	第五種共同漁業	にじます、あまご、いわな漁業	大津市地先大石川筋
内共第2号	〃	にじます、あまご、いわな漁業	大津市地先信楽川筋
内共第3号	〃	あゆ漁業	大津市地先大戸川筋
内共第4号	〃	あゆ、にじます、あまご、いわな、うなぎ、こい、ふな、わかさぎ漁業	甲賀市地先野洲川筋
内共第5号	〃	こい、ふな漁業	蒲生郡日野町地先日野川筋
内共第6号	〃	あゆ、にじます、あまご、いわな漁業	東近江市地先愛知川筋
内共第7号	〃	あゆ、にじます、あまご、いわな、うなぎ漁業	東近江市地先愛知川筋
内共第8号	〃	あゆ、にじます、あまご、いわな、うなぎ、こい、ふな漁業	犬上郡多賀町地先犬上川筋
内共第9号	〃	あゆ、にじます、あまご、いわな漁業	米原市地先姉川筋
内共第10号	〃	あゆ、にじます、あまご、いわな、うなぎ漁業	長浜市地先草野川筋
内共第11号	〃	あゆ、にじます、あまご漁業	長浜市地先高時川筋および杉野川筋
内共第12号	〃	あゆ、あまご、いわな、うなぎ漁業	長浜市地先杉野川筋
内共第13号	〃	あゆ、あまご、いわな漁業	長浜市地先高時川筋
内共第14号	〃	うなぎ、こい、ふな、わかさぎ、もろこ漁業	長浜市地先余呉湖
内共第15号	〃	あゆ、にじます、あまご、いわな漁業	高島市地先鴨川筋
内共第16号	〃	あゆ漁業	高島市地先安曇川筋
内共第17号	〃	あゆ、あまご、いわな漁業	高島市地先安曇川筋
内共第18号	〃	あゆ、あまご、いわな漁業	高島市地先針畑川筋
内共第19号	〃	あゆ、あまご、いわな漁業	大津市地先安曇川筋

滋賀県内水面漁場計画(案)の詳細は滋賀県内水面漁場管理委員会のホームページに掲載しています。

3 公述者の範囲

- (1) 漁業権者
- (2) 入漁権者
- (3) 漁業権漁業の経営者
- (4) 漁業協同組合関係者

(5) その他利害関係のある者

- 4 公述の申出 本公聴会に意見を述べようとする者は、令和5年4月20日(木)までに住所、氏名、年齢、従事する漁業の名称および発言内容の要旨等を記載した文書を郵送、FAXまたは電子メールのいずれかの方法で本委員会に提出してください。

提出先 滋賀県内水面漁場管理委員会事務局 〒520-8577 大津市京町四丁目1-1 滋賀県庁農政水産部水産課内 FAX 077-528-4885 電子メール gf00001@pref.shiga.lg.jp